

委 託 契 約 書 （総価契約） （案）

委 託 業 務 名	平和大通り公園（仮称）の利活用のためのワークショップその他業務
履 行 場 所	広島市
委 託 期 間	契約締結日から令和6年3月15日まで
委 託 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
支 払 方 法 等	広島市委託契約約款のとおり。
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上とする。 (広島市委託契約規則第31条に該当する場合は免除とする。)
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市委託契約約款、広島市個人情報取扱特記事項のとおり。
特 約 条 項	
適 用 除 外 事 項	
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

受注者